

# 入札説明書

奈良公園移動円滑化支援事業  
登大路自動車駐車場精算施設更新業務委託

平成26年2月

奈良県

# 入 札 説 明 書

奈良公園移動円滑化支援事業 登大路自動車駐車場精算施設更新業務委託にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

- 1 公告日 平成26年2月6日
- 2 契約者 奈良県知事 荒井正吾
- 3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等  
〒630-8501  
奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室 奈良公園整備第2係  
電話：(直通) 0742-27-8036
  - (2) 入札に関する問い合わせ先  
同上
- 4 競争入札に付する事項
  - (1) 業務名 奈良公園移動円滑化支援事業 登大路自動車駐車場精算施設更新業務委託
  - (2) 業務目的  
駐車場内の現金取扱機器および夜間運営の安全確保のため、監視カメラの遠隔操作化など保安機器の更新を行う。  
また、現行機器の老朽化による不具合多発のため、精算機など料金システム機器の更新を行う。
  - (3) 業務期間 契約締結日から平成26年3月31日
  - (4) 履行場所 奈良市登大路町
  - (5) その他  
詳細については、別紙「仕様書」のとおりとする。  
契約条件については、別紙「委託契約書(案)」のとおりとする。
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格  
入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。
  - (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。))第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
  - (2) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (3) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## 6 契約条項等に関する質問

- (1) 提出期限 平成26年2月13日(木) 午後5時まで
- (2) 提出場所 奈良県分庁舎6階 奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局  
奈良公園室 奈良公園整備第2係  
電 話：0742-27-8036  
FAX：0742-22-7832
- (3) 提出方法 質問書(様式5)を持参(日曜日、祝日、及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))又はFAX(平成26年2月13日(木) 午後5時までに必着)により提出して下さい。なお、FAXの場合は電話にて受信の確認を行って下さい。
- (4) 質問に対する回答は、7の競争入札参加資格確認申請を行った者にFAXで行います。

## 7 競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を下記のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

### (1) 申請書の提出

- ア 提出期限 平成26年2月17日(月) 午後5時まで
- イ 提出場所 6の(2)に同じ
- ウ 提出方法 持参(日曜日、祝日、及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))又は郵送(平成26年2月17日(月) 午後5時までに必着)により提出して下さい。

### (2) 申請書の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式1により作成してください。
- ウ 競争入札参加資格確認資料は別記様式2により作成してください。  
(過去10年間(平成15年4月1日～平成25年3月31日)に履行完了した元請実績の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書の添付が必要です。)

### (3) 申請書の作成説明会

実施しません。

### (4) その他

- ア 提出された申請書は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された申請書は、返却しません。
- ウ 申請書に関する問い合わせ先  
6の(2)に同じ

## 8 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月19日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 奈良県庁第21会議室(奈良県本庁舎2階)

## 9 入札方法等

- (1) 入札は、入札者(代理人を含む)による直接投函により行うものとし、郵便等による入札は認めません。入札書は別記様式3により作成してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度(2回目の)入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状(別記様式4)を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とします。初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（原本）を持参してください。

#### 10 入札の無効

5に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札、及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 1回目の開札で落札者が決定しない場合は、最低入札額を発表します。そのうえで、2回目の開札でなお落札者がいないときには最低価格を提示された方と随意契約に入る場合があります。

#### 12 契約の締結、不締結

- (1) 契約の手続において使用する言語は、日本語とします。
- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - ア 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。
  - イ 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ウ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - エ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - オ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - カ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - キ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ク この契約に係る下請契約等に当たって、イからカまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（キに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 13 契約の解除

契約締結後、契約者について 12（3）のイからクまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12（3）のイ、エ、オ及びカ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。